写

5 消 安 第 5530 号
令和５年 12 月 20 日

都道府県家畜衛生主務部長　殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

家きん疾病小委員会及び高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会合同会合の提言を踏まえた防疫対策の徹底について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和５年９月 12 日付け５消安第 3195 号農林水産省・消費安全局長通知）等により、発生予防及びまん延防止に万全を期すようお願いしているところです。

今シーズンは、10 月上旬に北海道の死亡野鳥から本病ウイルスが検出されて以降、全国的に多数の野鳥の感染事例が確認されています。また、家きん農場においては、11 月 25 日に佐賀県で初発事例が確認されて以降、これまでに４県で４事例の発生が確認されています。

このような状況を踏まえ、本日開催された食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第 88 回家きん疾病小委員会及び令和５年シーズン第１回高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会合同会合において、現状及び今シーズンの発生事例における疫学調査チームによる現地調査で得られた情報等を踏まえた今後の発生予防対策について議論され、別添のとおり「高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた今後の発生予防対策に関する提言」が取りまとめられました。

貴職におかれましては、引き続き、全国的に環境中に本病ウイルスが存在している状況を踏まえ、本提言で示された発生予防対策について、下記事項に留意の上、家きん飼養者、関係団体、関係事業者等に対して御指導いただき、本病の発生防止について最大限の警戒を促すようお願いします。

記

１　提言２（１）について

農場における衛生対策については、病原体侵入リスクを低減する方法を理解した上で、日々の飼養衛生管理において適切な実施及び管理を継続することが重要であることから、以下の①から④までに掲げる取組について指導すること。

①　農場従業員はもちろん、外部事業者の衛生対策についても農場側がしっかりと管理・指導する。

②　消毒効果は一般的に濃度、時間、温度、有機物の存在等に影響を受けることから、適切な消毒薬の選択、濃度調整及び薬液交換により効果的な消毒を実施する。

③　養鶏農場の飼養衛生管理に関する有識者（家畜保健衛生所や産業動物

獣医師等）と連携し、農場施設や家きん舎内への野生動物の誘引及び侵入を防止するため、死亡家きん、廃棄卵、排せつ物、餌等への接近防止対策並びに鶏舎の壁及び天井の隙間の有無について定期的かつ継続的に点検する。

④　特に野生動物等の家きん舎への侵入防止のため、夜間に鶏卵運搬口及び鶏糞排出口を封鎖する。

２　提言２（２）について

今シーズンも全国的に野鳥から本病ウイルスが検出されており、特に、過去に家きん農場で本病の発生が確認された地域については、本病が発生する環境要因が揃っていることを認識する必要がある。

このため、当該地域については以下の①から④までに掲げる地域的なリスクを低減する取組について、関係者と連携して対応すること。

①　農場においては、１の対策を徹底する。

②　共同利用施設においては、入出場時の車両消毒、作業者の更衣及び長靴交換等の衛生対策の徹底、利用施設自体の整理整頓、清掃・消毒の徹底等の交差汚染防止対策を講じる。

③　ため池の水抜き、テグスの設置、餌付け行為をしない等の野鳥等を誘引する環境の改善を図る。

④　堆肥場での家きんの死体や軟卵･破卵の廃棄はカラスや猛禽類等の野生動物を誘引し、ウイルスの拡散リスクを増大させるため、これらの死体等が放置されないよう指導するとともに、防鳥ネットの設置等により接触を避ける措置を講じる。

３　提言２（３）について

今シーズン発生が確認された４事例のうち２事例は、昨シーズンにも発生が確認された農場である。これらの農場は、経営再開に当たっていずれも家畜保健衛生所による衛生管理指導が行われ、当該指導に基づく施設設備及び管理方法の改善が行われてきたとの報告がなされているものの、本病の再度の発生が確認されているところである。

このように、過去の発生農場については、本病の再発の割合が極めて高いことを踏まえ、令和２年シーズン以降の全ての発生農場に対して、経営再開時に家畜保健衛生所から指導した事項がしっかり改善されているか、こうした改善が継続的に行われているか、これらをしっかり自己点検されているか等を改めて確認すること。また、その際、飼養衛生管理の実効性が担保されるよう、それぞれの対策を講じる意義も伝えつつ丁寧に指導すること。

さらに、養鶏農場の飼養衛生管理に関する有識者（家畜保健衛生所や産業動物獣医師等）、生産者組合、畜産関係団体等、第三者の視点も取り入れられる指導体制を構築することも重要である。

４　提言２（４）について

過去に本病の発生があった地域以外の地域においても、河川や池、水

田等の野鳥が多く飛来する環境要因がある地域は、本病の発生リスクが高い地域であることを認識し、引き続き警戒するとともに、本病の発生予防対策を徹底すること。

5　提言２（５）について

本病の発生予防及びまん延防止を適切に実施するには、異状の早期発見及び早期通報並びに速やかな封じ込め措置が極めて重要である。特に養鶏農場が密集する地域においては、発見が遅れることによる、当該地域におけるウイルスの拡散リスクが増大することについて関係者が認識することが重要である。

このため、都道府県においては、家きん飼養者に対し、毎日の飼養家きんの健康観察及び異状を認めた際の早期通報について指導を徹底すること。

6　提言２（６）について

韓国においては、野鳥における本病ウイルス感染の確認は例年よりも遅く、H5N1 亜型ウイルスのほかに H5N6 亜型ウイルスも検出されている。また、家きん飼養農場における発生も、12 月初旬の確認以降急速に増大しているところである。

これらのウイルスの性状及び遺伝子に関する詳細な解析等はまだ判明していないが、H5N6 亜型ウイルスは日本の野鳥からも 12 月 20 日に確認されたところであり、引き続き、農林水産省及び環境省のウェブサイト等により韓国における本病の発生状況や国内の野鳥における確認状況に注視し、渡り鳥の飛来等を介した我が国へのさらなる侵入に警戒すること。

以上

【参考】関連ウェブサイト

○農林水産省：鳥インフルエンザに関する情報
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html

○令和５年度　鳥インフルエンザに関する情報について
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r5_hpai_kokunai.html

○高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について
（令和５年９月 12 日付け５消安第 3195 号農林水産省消費・安全局長通知）
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/attach/pdf/r5_hpai_kokunai-1.pdf

○高病原性鳥インフルエンザ「発生予防のポイント」（リーフレット）
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/attach/pdf/index-170.pdf

○環境省：高病原性鳥インフルエンザに関する情報
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

別添

令和５年 12 月 20 日
家きん疾病小委員会
高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム

高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた今後の発生予防対策に関する提言

１　現　状

（１）令和５年 11 月、今シーズンはじめて家きんで高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生が確認されて以降、現在までに４例の発生が確認されている。このうち２例については、昨シーズン発生のあった農場と同一農場での発生であった。

（２）本年 10 月以降、野鳥において北海道から鹿児島県まで 17 都道県 67 事例で本病ウイルスが検出されており、全国的に環境中に本病ウイルスが存在している状況にある。

（３）韓国においては、昨シーズンより遅い時期に野鳥及び家きんでＨ５Ｎ６亜型の本病ウイルスも確認されており、今後、朝鮮半島の渡り鳥が新たに我が国に渡来し、それに伴ってＨ５Ｎ６亜型の本病ウイルスが我が国に侵入する可能性がある。

２　今後の発生予防対策

（１）今後、新たな亜型の本病ウイルスが我が国に侵入する可能性があることや今シーズン発生が確認された４例において実施した疫学調査等を踏まえ、まず第一に、農場従業員を含む家きんの飼養者自らが意識を高く持ち、

①　本病ウイルスの人による持ち込みを防ぐため、裏口を含むすべての出入口で家きん舎に入る前の長靴交換、衛生管理区域専用の衣服及び靴の着用

②　少なくとも１日１回の消毒槽の消毒液の交換を含む日頃の消毒

③　隙間がないように思われる家きん舎であっても、養鶏農場の飼養衛生管理に関する有識者（家畜保健衛生所や産業動物獣医師等）と連携し、客観的に再度確認して、野生動物の鶏舎への侵入防止対策を継続的に行う

④　夜間も含めネコやイタチ等の小動物、カラス等の野鳥を誘引させないよう死亡家きん、廃棄卵及び排せつ物の適切な処理

等の飼養衛生管理を徹底することが何よりも重要である。

特に①及び②については、農場に出入りする全ての関連事業者が徹底するよう家きんの飼養者からも周知する必要がある。

（２）また、昨シーズン発生のあった農場と同一農場で発生が確認されていることから、過去本病の発生があった農場やその周辺地域の家きんの飼養者は、既に本病が発生する環境要因が揃っており、本病の発生リスクが高い地域であることを認識し、改めて、（１）の発生予防対策が十分できているか徹底するとともに、共同利用施設での交差汚染防止対策や野鳥等の野生動物を誘引する環境の改善など、地域的なリスク低減措置を講ずる必要がある。

（３）都道府県においては、過去本病の発生があった農場やその周辺地域は本病の発生リスクが高い地域であるということを認識し、特に昨シーズンの発生農場に対し、今シーズンも発生リスクが高くなっている旨を説明した上で、経営再開に当たって改善したとされる点も含め、改めて飼養衛生管理の状況について確認するとともに、今シーズンを通じて飼養衛生管理の実効性が担保されるよう丁寧に指導を行う。また、その際、養鶏農場の飼養衛生管理に関する有識者（家畜保健衛生所や産業動物獣医師等）の視点を取り入れることも有効であると考える。

（４）過去本病の発生があった農場やその周辺地域以外でも、河川、池等の水場等の野鳥が多い地域や野鳥等で過去本病ウイルスが確認された地域においても、本病の発生リスクが高い地域であるということを認識し、警戒を怠らないよう指導する。

（５）また、４例目の鹿児島県出水市における発生事例においては、同一ケージ内及びその周辺で死亡鶏がかたまって３羽確認された時点で通報があり、発生後、極めて早期に防疫措置を開始できたことにより、その後、養鶏農場が密集する同地域における周辺農場での続発は確認されていない。本事例のように早期発見・早期通報は、周辺農場への発生予防対策にも有効であることから、都道府県は、家きんの飼養者に対し、引き続き早期発見・早期通報を徹底するよう指導する。

（６）更に韓国においてＨ５Ｎ６亜型を含む家きんでの本病の発生が 12 月に入って続発していることから、韓国での発生状況も注視しながら、野鳥によるＨ５Ｎ６亜型の本病ウイルスの持ち込みも含め国内への侵入や影響についても、農林水産省や環境省のウェブサイトを定期的に確認すること等を通じて引き続き注意、警戒し、関係者への情報共有を図る。

食料・農業・農村政策審議会　家畜衛生部会
第 88 回家きん疾病小委員会・
令和５年シーズン第１回高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会
合同会合　概要

１．開催日時：令和５年 12 月 20 日（水）10 時 00 分～12 時 00 分
２．開催場所：オンライン開催
３．出席委員（50 音順、敬称略）
（１）家きん疾病小委員会
　臨時委員：砂川 富正、山口 剛士（委員長）
　専門委員：岩科 友希、内田 裕子、大谷 芳子、白田 一敏、森口 紗千子、山本 健久
（２）疫学調査チーム（家きん疾病小委員を除く。）
　委員：安齊 友巳、金井 裕
（３）オブザーバー
　鹿児島県農政部畜産課、鹿児島県北薩家畜保健衛生所
４．議題：
（１）今シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生等について
　①　今シーズンの国内における本病の発生状況について
　　ア　家きんでの本病の発生状況と対応について
　　イ　家きんでの発生における疫学調査概要
　　ウ　野鳥での本病の発生状況等
　②　今シーズン分離されたウイルスの性状について
　③　今後の発生予防対策について
（２）その他
５．概要：
（１）発生農場及び周辺における防疫措置
　「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、引き続き、発生農場においては、飼養家きんの殺処分及び埋却・焼却、制限区域の設定、当該農場周辺の消毒強化及び消毒ポイントの設置等の必要な防疫措置を実施・継続すること。
（２）疫学調査チームの現地調査概要
　令和５年 11 月 25 日から 12 月３日までに４県４例が確認され、発生後に、農場及びその周辺環境の確認、関係者からの聞き取りを含めた現地調査を実施した。
　①　発生農場は関東地方及び九州地方に所在し、いずれも採卵鶏農場であり、発生鶏舎は開放鶏舎又はセミウインドウレス鶏舎であった。このうち２例については、令和４年シーズンの発生農場であった。
　②　発生農場周辺には、干潟、河川、ため池、水路等があり、現地調査時にはカモ類等の水鳥が観察された。また、発生農場の周辺地域には林や田畑、農場敷地内や周囲には草むらや樹木があり、農場内でネコ、イタチ等の小型野生動物の侵入又はその痕跡が確認

された事例がみられた。再発農場の周辺地域では、河川、池などの水場（ゴルフ場を含む。）があり、調査時に河川や水田でカモ類、ツル類等の多数の野鳥や、有機肥料工場付近で多数のカラス及びトビが確認された。

③　衛生管理区域境界での車両消毒、衣服・靴の交換、手指消毒等の実施、鶏舎に出入りする際の靴の交換、手指消毒等の衛生対策について、従業員及び外来業者が一部対策を実施していない事例、作業動線の交差や消毒薬の交換頻度が少ない等により効果が不十分な事例等がみられた。

④　鶏舎については、壁面、金網、集卵コンベアシャッター等の隙間、破損等により、野鳥、ネコ、イタチ、ネズミ等の野生動物の侵入の可能性がある事例がみられた。また、調査時には金網に小型野生動物の侵入痕跡や鶏舎内部にスズメが確認された事例がみられた。さらに、死亡鶏の処理方法や堆肥舎の管理状況が野生動物の誘因となっている事例もみられた。

⑤　再発農場においては、経営再開に当たって、疫学調査の結果も踏まえて県が指導を行い、③及び④の衛生対策の改善や、鶏舎での遮蔽物の設置、修繕等を行ったことが確認されているものの、シーズンを通じての継続的な飼養衛生管理の実効性が担保されていないと考えられる点がみられた。

（３）野鳥における発生状況等

野鳥においては、令和５年 10 月４日から 12 月 19 日までに 17 都道県 67 例が確認されており、鳥種別ではカモ類、ハクチョウ類、ツル類、猛きん類、カラス類等での感染が確認されている。

韓国においては、昨シーズンより遅い時期に野鳥及び家きんでＨ５Ｎ６亜型のウイルスも確認されており、それに伴ってＨ５Ｎ６亜型の本病ウイルスが我が国に侵入する可能性がある。

（４）今シーズン分離されたウイルスの性状

これまでの４例の発生事例で家きんから分離されたウイルスはＨ５Ｎ１亜型であった。そのうち、現時点で解析が終わっている家きん（１～３例目）については、一昨年シーズン（2021/2022 年シーズン）及び昨シーズン（2022/2023 年シーズン）に我が国の家きんから検出されたＨ５Ｎ１亜型高病原性鳥インフルエンザウイルスと同一のグループ（21E）と同じで、現時点で解析が終わっている一部の野鳥（北海道、宮城県、香川県）から分離されたウイルスについても同一のグループであったことが確認された。

（５）今後の発生予防対策について

上記を踏まえ、別添のとおり、今後の発生予防対策に関する提言を取りまとめ、関係者に周知することとなった。